

総合支所・支所 マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

# 転入

に関連するおもな手続

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	・マイナンバーカード ※暗証番号が必要となります		住民異動 マイナンバーカード 1階7・8番窓口 (市民課)		
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	再申請が必要です	・本人確認書類		総合支所・支所		
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	・登録したい印鑑 ・顔写真付きの本人確認書類		証明書申請 印鑑登録 1階6番窓口 (市民課)		
					総合支所・支所		
保険	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの交付 簡易申告書の記入 【口座振替を希望する場合】 口座振替の申請	(お持ちの方) 負担区分等証明書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		国民健康保険 後期高齢者医療 国民年金 のこと 1階2番窓口 (国保年金課)		
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	国民健康保険の加入 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの交付	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書				
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方	限度額適用認定証 限度額適用標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証 の申請	・前住所地の特定疾病療養受療証				
	75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の交付(後日郵送) 【口座振替を希望する場合】 口座振替の申請	(お持ちの方) ・負担区分等証明書 ・障害認定証明書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印			総合支所	
	→各限度額区分の併記、 特定疾病療養受療証が新たに必要な方	限度額区分の併記申請 特定疾病療養受療証の交付申請	・特定疾病認定証明書(前住所地の特定疾病療養受療証)				
年金	海外から転入する方	・国民年金の加入 ※20歳から60歳未満の方で、年金制度に加入していない方 ※20歳から65歳未満の方で、任意加入中の方	※受付窓口でご相談ください。		国民健康保険 後期高齢者医療 国民年金 のこと 1階2番窓口 (国保年金課)		
	65歳以上の方	介護保険証の交付			住民異動 マイナンバーカード 1階7・8番窓口 (市民課)		
高 齢	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の申請	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書		介護保険のこと 1階12番窓口 (高齢者あんしん課)		
	障 が い	障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印可)など		障がい福祉のこと 1階15番窓口 (福祉課)	
		重度心身障害者医療費受給資格を持っていた方	重度心身障害者医療費助成の相談・申請 ※宮崎県外から転入された場合、各県で対象が異なる場合があります。受付窓口でご相談ください。	・健康保険の内容がわかるもの ・口座がわかるもの ・障害者手帳 ・障害年金証書(1級) ・前住所地の所得課税証明書 ・同意書(本人または保護者、生計維持者、同一世帯員) ※認印が必要な場合があります			
		身体障害者手帳(1~2級)をお持ちの方 療育手帳(A判定)をお持ちの方 介護保険の要介護者で寝たきりの方	重度障がい者等タクシー料金助成券の申請	・印鑑(代理申請の場合) ・前住所地の所得課税証明書			
		障がい福祉サービスを利用している方で、支給決定先が本市に変更になる方	障がい福祉サービスの利用申請	・障害者手帳 ・印鑑(認印可)			
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください					
こ ども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転入手続	・転入学通知書 ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		転入する学校		
	0歳~高校生年代のお子さん	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていてもお立ち寄りください	・マイナンバーを確認できる書類 ・請求者の口座がわかるもの		子育てのこと 1階14番窓口 (こども課)		
	0歳~中学生のお子さん	子ども医療費受給資格証の申請	・健康保険の内容がわかるもの(マイナンバーカード等) ・マイナンバーを確認できる書類(保護者)				
	0歳~就学前のお子さん	乳幼児健診・予防接種等の相談	※受付窓口でご相談ください				
	妊娠中の方	妊婦健康診査助成券の差替え	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査助成券				

こども	妊娠中の方と配偶者の方	パパママ教室案内（希望者）	※受付窓口でご相談ください	子育てのこと 1階14番窓口 (こども課)
	放課後児童クラブ（児童館）の利用を希望する方	児童クラブ入会	・雇用証明書など ※各児童クラブまでお問い合わせください	
	保育園等に入園を希望する方	保育園等の入園相談		
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み	・上下水道使用開始届 ※同封の返信用封筒で郵送可です	上下水道料金センター 健康管理センター1階 0982-52-5228
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		市県民税 軽自動車税 固定資産税のこと 1階3番窓口 (税務課)
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください	市税・保険料の納付 相談のこと 1階4番窓口 (収納課)
	軽自動車（660cc以下の三輪・四輪自動車）を所有している方		※軽自動車検査協会宮崎事務所でご相談ください	軽自動車検査協会宮崎事務所 050-3816-1760
	軽二輪（126cc以上～250cc以下のバイク）、二輪の小型自動車（251cc以上のバイク）、普通自動車を所有している方		※宮崎運輸支局でご相談ください	宮崎運輸支局 050-5540-2088
その他	犬を飼っている方	犬の登録変更	(お持ちの方) 前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	市民相談のこと 1階10番窓口 (市民課)
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続	※受付窓口でご相談ください	県北住宅管理センター (日向営業所) 原町4丁目120番地6 0982-57-3151
	ごみの出し方のご案内	(適正処理ガイドブック、資源物・ごみカレンダー) ※日向市公式アプリ、LINEからもご確認いただけます。 ※出す場所がわからない方は、環境政策課へご連絡ください。		環境政策課 大字富高2203番地1 0982-53-2256



**日向市役所**  
〒883-8555  
日向市本町10番5号


市代表電話番号 **0982-52-2111**  
 開庁時間 **朝8時45分～夕方4時30分**（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

《東郷総合支所》 日向市東郷町山陰辛273番地1 0982-69-2111	《細島支所》 日向市大字日知屋古田町61番地1 0982-52-2601	《岩脇支所》 日向市大字平岩737番地2 0982-57-1001	《美々津支所》 日向市美々津町3432番地1 0982-58-1101
---	--	---	---

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。


日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>

転入手続ガイド  
質問に答えることで、該当する手続を確認することができます。



転入手続ガイド二次元コード

移住者アンケート調査  
宮崎県及び日向市では、移住・定住の促進に取り組んでいます。今後の参考とするため、アンケート調査にご協力ください。最大10問の簡単なアンケートです。



移住者アンケート二次元コード

手続チェックシート  
**転入**

**日向市に引越しされた方へ**

**転入届** 住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要な物》


- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」  
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

忘れずにお持ちください


**本人確認書類**  
市役所で手続の際は本人確認をします  
本人確認書類の提示をお願いいたします

《官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの》

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

---

2点で  
本人確認  
できるもの

- ・年金手帳※ ・介護保険証 ・健康保険資格確認書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

**関連する手続は内側にあります**  
必要な書類がそろわない手続は、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続をするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。